

都市計画法第32条及び公益的施設に係る協議手続き

令和2年4月1日(水)から本格運用します！

昨年11月から試行していました“都市計画法第32条及び公益的施設の協議”に伴う事務手続を、令和2年4月1日(水)から本格運用します。

●主な変更点は以下の2点となります

(1)32条及び公益的施設協議書の提出先の変更

32条及び公益的施設協議書を、各公共施設管理者へ直接提出します。
また、同意通知も、各公共施設管理者が行います。

(2)事前協議結果報告書の提出

上記(1)の変更に伴い、各課要件処理の完了を確認するため、事前協議結果報告書(様式4-2)を上記(1)の提出前に開発調整課へ提出します。

(添付書類) 位置図、事前協議事項通知書、事前協議事項処理一覧表、
各課協議事項協議書及び添付書類(官民境界確定協議書など)、
事前周知結果報告書

●あわせて申請図書の見直しを行います。

- (1)「財務諸表(事業者分)」、「隣接土地所有者一覧表」の添付が不要に。
- (2)「設計者の資格調書」は設計資格が必要な事業のみ添付。
- (3)「法人税、所得税の納税証明書」は市税分(大津市)を追加。

※詳細はチェックリスト参照

● お問い合わせは…

大津市都市計画部開発調整課

〒520-8575 大津市役所 本館 3階

- 電話 審査係(市街化区域担当) 077-528-2773
指導係(市街地調整区域担当) 077-528-2876
○E-Mail otsu1308@city.otsu.lg.jp

